

水稻作業受委託による所得規模拡大の可能性

— 気仙郡住田町両向地区の水稻作業受委託 —

斎 藤 恭

(岩手県立農業試験場)

Possibility of Expanding Income by the Trust and Entrust Work of
a Rice Crop Among the Mountains

— Trust and entrust work of a rice crop in of Ryomukai, Sumita-chō, Kesen-gun —

Kyo SAITO

(Iwate-ken Agricultural Experiment Station)

1 は し が き

住田町両向地区は北上山地南部にあって集約的な作目の組合せにより中核農家を育成し、いわゆる「住田型農業」をリードして来た集落である。地区の営農類型は「畜産（ブロイラー、肥育牛）＋水稻」、「イチゴ＋タバコ＋水稻」、「タバコ＋水稻」、「水稻単作」の4類型に区分される。いずれの類型においても水稻作は規模が小さく所得的には副次部門として位置づけられている。このような中において近年自脱コンバイン導入農家（又は組織）が積極的な作業受託を行い、それにより所得の拡大を図ろうとしている。このことからここでは、それら作業受委託の実態を明らかにしながら、このような山間地の複合経営地域での水稻作業受委託による所得拡大の可能性と生産の組織化のあり方について接近する。

2 両向地区の水稻作業受委託の実態

地区の水稻作業受委託は表1のとおりで、各作業とも作付面積の30～40%が委託されている。中でも育苗と防除はとびぬけて多くなされているが、これらは農協育苗センターでの育苗と44年から結成されている両向水稻集団栽培組合での共同防除によるものである。育苗と防除を除いた作業受委託の特徴は以下の通りである（表2, 3）。

- (1) 生産組織が中心となった受託
- (2) 個別農家の受託は刈取、脱穀に集中
- (3) 階層性（大規模専業層の受託、小規模兼業層の委託）
- (4) 経営類型別特徴

表3 調査対象農家の営農類型及び規模

営農類型	受 託 層			自 己 完 結 層			委 託 層		
	(1)/(2)	(3)	作付規模 (a)	(1)/(2)	(3)	作付規模 (a)	(1)/(2)	(3)	作付規模 (a)
水 稻 単 作	1/1.0	109	100	1/0.7	51	20	4/0.8	69	52
畜 産 ＋ 水 稻	1/2.0	55	肥育牛 100ト＋40				1/0.8	39	豚 40ト＋25
タ バ コ ＋ 水 稻	5/2.0	147	70＋60	10/2.3	119	56＋51	3/1.6	71	28＋34
タバコ＋イチゴ＋水稻				3/2.7	110	59＋12＋25	1/1.8	135	55＋21＋25
野 菜 ＋ 水 稻				4/1.7	100	32＋49	4/1.8	91	21＋58

注。(1)；農家数 (2)；1戸当たり労働力換算 (3)；平均耕地

表1 1980 センサスからみた水稻作業委託状況

作業 地区	育苗 (%)	耕起 (%)	代かき (%)	田植 (%)	防除 (%)	刈取 (%)	脱穀 (%)	作付 面積 (ha)
両 向	62.2	27.4	29.2	38.0	95.0	33.6	37.7	36.2
住田町	65.2	16.4	16.8	20.9	26.8		14.8	394.4
岩手県	17.2	18.5	18.6	14.0	15.7		20.2	79,442.0

注。作付面積に対する委託作業の割合

表2 受委託別農家分類

項 目	農 家 数 (戸)					受 委 託 別 面積 (a) / 戸数 (戸)				
	計	専 業	一 兼	二 兼	そ の 他	耕 起	代 か き	田 植	刈 取	脱 穀
農家層	個別受託	4	3	1		124/3	64/2	85/2	314/3	942/3
	組織のオペレーター	6	1	2	3	2110/6	1850/6	850/5		
委託層	個別へ委託	30	1	7	20	34/2	34/2	22/1	337/10	487/13
	組織へ委託					563/13	617/13	836/21	501/9	
自己完結層	30	2	23	5						

注。組織のオペレーター： 両向水稻集団栽培組合のオペレーター。

昭和44年設立当初は集落全体での機械共同利用であったが現在はオペレーター層を中心とした作業受託の活動が主体。

- ① 受託層：「タバコ+水稻」，「畜産+水稻」。
- ② 委託層：「水稻単作」や小規模のタバコ，野菜を加えた 2 部門複合。
- ③ 自己完結層：「イチゴ+タバコ+水稻」の 3 部門複合で，土地，労働集約度が最も高い。

3 作業受委託の背景

1. 作業受委託の有利性

水稻作業受委託の有利性は主に農機具費の低減に求められる。表 4 は「岩手県新農業計画に係る技術体系」(55 年，岩手農試作成)と「住田町第 3 次農業基本計画」(56 年樹立)に基づき，地区の実際の農家にあてはめ，10 a 当たり生産費を試算したものである。これらから受託あるいは委託することにより 10 a 当たり農機具費の大幅な低減が可能となり所得の増大に結びついていることが理解される。作業受委託のメリットは各経営類型や規模により異なるが，受託側では農外臨時雇用労賃(54 年 5 千円/1 日)以上の労賃が確保される規模を自己水田と合せて確保することが発展の条件となろう。

表 4 受託農家の水稻 10 a 当たり収支試算

		ケース (1)	ケース (2)
		金 額	金 額
収入	玄米	510 kg	
	単価 (kg 当たり)	286 円	
計		145,860 円	
支出	肥料・農薬費	9,354 円	9,354 円
	光熱動力費	1,581	1,581
	小農具・諸材料費	5,245	5,245
	作業委託費	18,400	18,400
	{ 育苗	{ 10,400	{ 10,400
	{ 防除	{ 8,000	{ 8,000
	農機具費	23,685	52,907
	建物・施設費	768	768
	計	59,034	88,255
	所得	86,826	57,605
1 時間当たり労働所得		2,154	1,429

- 注. ① モデルの経営規模：水稻 130 a，タバコ 80 a，労働力男子 2，女子 1 名。
- ② ケース(1)：現状，刈取～調整 250 a 受託の場合。ケース(2)：受託がなかった場合。
- ③ 機械体系：トラクター，田植機，自脱コンバインの中型稚苗体系。

2. 作業受委託の背景

経済的な有利性もさることながら当地区でこのように多くの作業受委託面積が広がった要因は次のとおりである。

(1) 委託側の要因

- ① 生産組織の活動により個別農家で機械整備が少なくてよかった。
- ② 農業労働力の老令化，女子化の進展
- ③ 兼業化，他作目の導入，水田転作等により農家経済に対する水稻のウエイトが小さくなってきた。

(2) 受託側の要因

- ① 比較的規模の大きい「タバコ+水稻」類型の農家が，タバコ作との労働競合をさけるため自脱コンバインを導入しはじめているが，その資金償却のために作業受託をはじめた。
- ② 農作業臨時雇賃金が相対的に安いいため，自家に

臨時労働を導入し作業させながらも，作業受託をした方が経済的に有利な条件がある。

3. 作業受委託の今後の展望

地区の農家 70 戸中 38 戸の意向調査では約半数の農家が今後作業委託に出したいとの回答があった。また調査農家の兼業状況や後継者の状況(表 5, 6)からみて農業労働力の老令化，女子化が進展することは確実であり作業受委託への需要は一層増加すると考えられる。特に問題となるのは受託側である。受託農家層といえども個別農家で農業機械を効果的に稼働させるだけの労働力規模を所有する農家は少ない。そのため受託農家の条件としては，これら農家層で機械化を軸とした組織化を図り労働効率を向上させながら受託作業が可能となる労働力規模を確保することと，自家経営にはある程度の雇用婦人パート労働の確保が必要である。生産の組織化は現状の受委託作業の活動からみて集落全体が構成員となる組織化より，受託農家層を中心とした小グループ単位の組織化が中心となると考えられ，この小集団が横に結合し地域全体をカバーするような活動方式を作ることが課題となる。また集団の中心となる農家は，「タバコ+水稻」と「畜産+水産」類型の農家から現われると考えられる。

表 5 調査農家の兼業就業状況

農家層 就業 状態	受託層				自己完結層				委託層				合 計
	主	妻	長男	計	主	妻	長男	計	主	妻	長男	計	
恒常的 勤務	1	1	2	4	4	6	1	11	4	7	2	13	28
臨時 雇	1 (1)	1	1	3 (1)	3	1	3	1	8 (1)	2 (1)	3 (2)	5 (3)	16 (4)
合 計	2 (1)	1	3	7 (1)	7	1	9	1	19 (1)	6 (1)	10 (2)	18 (3)	44 (4)

注. 調査農家 38 戸。() 内は出稼ぎ。

表 6 調査農家の後継者の状況

	就農している			通 勤 兼 業			家をはなれ就業		
	人 数	後 継 者 数	平均 年齢 主 令 (才)	人 数	後 継 者 数	平均 年齢 主 令 (才)	人 数	後 継 者 数	平均 年齢 主 令 (才)
受託層	2	28	61	3	24	53	2	28	57
自己完結層	4	39	63	6	23	59	7	25	56
委託層	1	30	57	7	31	61	5	32	57

注. 表 5 に同じ。

4 ま と め

生産の組織化，雇用婦人パート労働の導入を前提に表 4 の農家が機械の作業能力を十分に発揮し受託作業に当たれば，耕起・代かき 10 ha，田植 3 ha，刈取～調整 5 ha の受託が可能で約 90 万円の受託作業所得が得られる。受託作業に伴い，タバコ収穫時にパート労働 21 人が必要となるがこの支払労賃は 63 千円にすぎず受託作業での所得規模拡大は可能である。但し当地域のような山間地での水稻専作経営は作業受託を加えても自立化は困難であり，あくまでもタバコ作や畜産等との複合経営が基本となろう。